

令和7年2月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油ストーブ(開放式) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちIH調理器1件、凍結防止用ヒーター(水道用)1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、靴(スニーカー)1件、
電動車いす(ハンドル形)1件、ベッド1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、別所、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401108	令和7年1月24日	令和7年2月6日	IH調理器	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202401109	令和7年1月22日	令和7年2月6日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工 状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202401110	令和6年12月24日	令和7年2月6日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し た。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	北海道	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年2月4 日
A202401111	令和7年1月25日	令和7年2月6日	靴(スニーカー)	重傷1名	路面が濡れた状態で当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、 右足を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、 現在、原因を調査中。	青森県	
A202401113	令和7年1月24日	令和7年2月7日	電動車いす(ハンド ル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、病院へ 搬送後、死亡が確認された。当該製品に起因するの、他の要 因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A202401114	令和7年1月22日	令和7年2月7日	ベッド	軽傷・肢体不自 由の後遺症1名	使用者(70歳代)が当該製品の収納部を開けて作業中、当該製 品のベッドフレームとサイドパネルの間に両腕が挟まり、左腕を 負傷した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、 原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし